

工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）FAQ

長野県建設部建設政策課技術管理室
(R7.4時点)

簡素化／統一化	工事書類名称	質問	回答
簡素化	No.16事前協議チェックシート	事前協議チェックシートにおいて、書類名称が示されています。 例えば、チェックシート上で「No.20施工計画書」とされていますが、情報共有システムから電子データ化しようとする、この名称では保存できない仕様となっているシステムがあります。情報共有システム上での簡素化に合わせた修正が行えるのか、もしくは当面はチェックシート上でシステムが出力する書類名称に変更する必要があるのか、について考え方を教えてください。	事前協議チェックシートと提出書類の書類名称に整合が図られていれば、かまいません。 なお、事前協議チェックシート上の「No」は、工事書類簡素化ガイドラインとの整合を確認しやすくするために記載しているものであり、情報共有システムから出力される工事書類データの名称に「No」が付いている必要はありません。
簡素化	No.62出来形管理表及び出来形管理図 No.64品質管理表及び品質管理図	出来形及び品質管理図は10点未満の場合、基本的に提出不要とされているが、施工管理ソフトで作成している場合、入力したデータから管理図と管理表が「管理図表」として1枚に自動作成されるソフトも存在します。このケースでは過不足の「過」に該当し、工事成績評定で評価されないのでしょうか。	過不足を避けるために、「施工管理ソフトから半ば自動作成された書類において、部分的に削除する作業を求めると」ことは簡素化の主旨に逆行することから、提示いただいたケースで提出された工事書類は、「過」に該当しないものと解釈いただいてもかまいません。
簡素化	No.34経緯表	定型フォーマットも、独自体裁での協議経過の一覧も出力できない情報共有システムを利用している場合、経緯表の作成は誰が行うのでしょうか。	前提として経緯表は検査対象書類としていないことにご留意ください。その上で、どうしても経緯表（又はそれに準ずるもの）が必要である場合は、受発注者で協議し、作成者を決めてください。
統一化	全体（様式番号について）	様式の上部に記載されている様式番号（様式〇〇）は、消して提出してよいのでしょうか。	様式番号を消して提出いただいてもかまいません。